

平成25年度  
第1回米子市文化奨励賞選考委員会

日 時:平成25年12月27日(金)13時00分～

場 所:米子市役所第二庁舎3階会議室

挨 拶

1 文化奨励賞について

2 委員長選出・職務代理者選定

3 議 題

1 候補者の説明

2 最終候補者選定

4 その他

1 第2回選考委員会開催について

日時 平成26年1月14～21日 時～

場所 米子市役所第2庁舎3階会議室(予定)

2 会議の公開について

## 米子市文化奨励賞選考委員会委員名簿

任期 平成25年12月1日から27年11月30日まで

委員氏名	選出区分	備考
西尾 澄子	学識経験者（文化活動関係）	再任
田中 秀明	学識経験者（歴史関係）	再任
片木 克男	学識経験者（まちづくり関係）	再任
加藤 洋子	学識経験者（女性団体関係）	再任
勝部 将之	学識経験者（社会教育関係）	新任
柳沢 順子	学識経験者（報道機関関係）	再任
川端 恵美子	学識経験者（国際交流関係）	再任
今 香	学識経験者（美術関係）	再任

## 米子市文化奨励賞受賞者一覧

回	年 度	団 体	個 人
第 1 回	平成 2 年度	よなご童謡の会	
第 2 回	平成 3 年度	米子がいな太鼓保存会	
第 3 回	平成 4 年度	演劇集団あり	
第 4 回	平成 5 年度	米子こども劇場	
第 5 回	平成 6 年度	米子盆踊り保存会	
第 6 回	平成 7 年度	米子美術家協会	
第 7 回	平成 8 年度	米子工芸会	杉山昌史
第 8 回	平成 9 年度	繪の会	塩見佐恵子
第 9 回	平成 10 年度	歴史教室サマースクール運営委員会	福島多暉夫
第 10 回	平成 11 年度	第九公演推進委員会	安藤 紬 三
第 11 回	平成 12 年度	レインボージャズオーケストラ	野坂 勇 作
第 12 回	平成 13 年度	米子をおもしろくしよう会	本池 秀 夫
第 13 回	平成 14 年度	ザ・スピリッツ	浦木 誠 一
第 14 回	平成 15 年度	わらい通り協議会	玉井 詞
第 15 回	平成 16 年度	ほっとスタッフ	はらだとしこ
第 16 回	平成 17 年度	むきばんだ応援団	高木 和 美
第 17 回	平成 18 年度	ゴスペルオーブ	松本 薫
第 18 回	平成 19 年度	アゴラほうき	安部 朱 美
第 19 回	平成 20 年度	ミュージカル劇団ゆめ	今出 和 史
第 20 回	平成 21 年度	NPO 法人 夢蔵プロジェクト	坂上 達 也
第 21 回	平成 22 年度	福生東大凧同好会	野坂 知 子
第 22 回	平成 23 年度	宇田川青少年育成会	山城 裕 子
第 23 回	平成 24 年度	米子建築塾	小椋 美 香 子
第 24 回	平成 25 年度		

## 米子市文化奨励賞実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における文化活動の振興及び高揚を図るため、地域文化の振興に貢献のあった者に対し、米子市文化奨励賞（以下「文化奨励賞」という。）を贈呈するものとし、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(文化奨励賞)

第2条 文化奨励賞は、市長が毎年度個人1人及び団体1団体を選考するものとする。ただし、当該年度において該当する個人又は団体がないと認める場合は、この限りでない。

2 文化奨励賞の受賞者（以下「受賞者」という。）には、賞状及び楯を贈呈するものとする。

3 前項の贈呈に際し、当該受賞者に対し贈呈する目的で市民等から金品等の提供の申出があった場合は、副賞として、当該市民等の名をもって当該金品等を贈呈することができる。

(対象者)

第3条 文化奨励賞の対象者は、次に掲げる要件に該当する個人又は団体とする。

(1) 本市における文化の向上に活躍し、一定の成果を収めていること。

(2) 今後一層研さんし、その活動が期待されること。

(3) 本市に住所を有し、又は所在するものであること。

(選考委員会)

第4条 前条の対象者のうちから受賞者を選考するため、米子市文化奨励賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(組織)

第5条 選考委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第6条 選考委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 選考委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることはできない。

(結果報告)

第8条 委員長は、会議における選考を終えたときは、速やかに、その結果を市長に報告しなければならない。

(受賞者の決定)

第9条 市長は、前条の規定による選考結果の報告があったときは、これを尊重して受賞者を決定するものとし、その結果をその者に通知するものとする。

(文化奨励賞贈呈簿)

第10条 受賞者については、文化奨励賞贈呈簿に記載し、永くこれを保存するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に旧米子市文化奨励賞実施要綱（平成3年3月1日施行）の規定に基づき文化奨励賞を受けた者は、この要綱の規定に基づく受賞者とみなす。

(施行期日)

3 この要綱は、平成19年2月23日から施行する。